



公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク商品類型 No.507 認定基準書

電力プラン Version1.0

—適用範囲—

電気事業法に基づく小売電気事業者、または「取次ぎ」事業者が家庭・商店などに提供する「低圧」区分の電力プラン。

制 定 日:2018年12月 1日
最新改定日:2019年 4月 1日
有 効 期 限:2030年11月30日

エコマーク商品類型 No.507 認定基準書 電力プラン Version1.0

1. 認定基準制定の目的

家庭で使用される電気は、これまで全てが旧一般電気事業者から供給を受けていたが、2016 年から一般家庭向けを含めた低圧区分について電力の小売自由化が始まり、電力会社や電力プランを消費者(電力需要家)自身が直接、選択出来るようになった。2018 年 3 月末時点で、一般家庭向け(低圧)における累計スイッチング率(インターナル・スイッチングを含む)は 16.2%となっている。この新たな市場に多くの小売電気事業者が参入し、電力市場全体の活性化につながる事が期待されている。現状においては、電力の小売市場では価格や、電話・ガスなどの他サービスとの同時契約による複合的なサービスの提供や割引といったメリットにスポットが当てられている。

また、地球温暖化への対策や省資源などに注目が高まる中、再生可能エネルギーを積極的に利用し、CO₂ 排出の少ない「環境配慮型」の電気の利用拡大や技術開発が進むことが期待されている。加えて、日本においてはエネルギー自給率が 6%程度であり、化石資源に依存しないエネルギー構造への転換が求められている。

そこで、持続可能な社会の実現に向けて、事業者が環境に配慮した電力プランの設定拡大を促すとともに、消費者の電力プランの選択に環境配慮の視点が組み入れられることを目的にエコマークの「電力プラン」基準を策定する。

2. 適用範囲

電気事業法に基づく小売電気事業者、または「取次ぎ」事業者が家庭・商店などに提供する「低圧」区分の電力プラン。

3. 用語の定義

再生可能エネルギー	「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(エネルギー供給構造高度化法)」第二条第三項の「再生可能エネルギー源」をいう。 具体的には、同法の政令で定める、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスをいう。
グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量認証制度	民間で取引されているグリーン電力・熱証書について、証書のCO ₂ 排出削減価値を国が認証することにより、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「温対法」という。)に基づく算定・報告・公表制度における国内認証排出削減量等として活用できるようにするもの。(一財)日本品質保証機構が認証するグリーン電力証書(旧グリーンエネルギー認証センターが運営)などがある。
非化石証書	再生可能エネルギーや原子力に由来する電気の非化石価値を顕在化

	し、取引を可能にするため当該非化石価値を化体した証書。再生可能エネルギー由来の非化石証書については「再生可能エネルギー指定」の非化石証書として販売することが可能である。再生可能エネルギーや原子力に由来する電気の持つ環境価値としては、①非化石価値(エネルギー供給構造高度化法において非化石比率算定時に非化石電源として計上することが許容される価値)のほか、②CO ₂ ゼロエミッション価値(地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法))上の二酸化炭素排出係数が0kg-CO ₂ /kWh であることの価値)や③環境表示価値(小売電気事業者が需要家に対し当該環境価値を表示・主張する権利)が主なものとして挙げられている。
J-クレジット制度	省エネルギー機器の導入や再生可能エネルギーの活用による CO ₂ 等の排出削減量、適切な森林管理による CO ₂ 等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。
再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)	再生可能エネルギー発電の電力を、ほかの電力よりも高値で買い取ることで、再生可能エネルギー発電を行う事業者を増やし、再生可能エネルギーの導入を広めることを目的として作られた制度。買取費用は、電力会社が買い取った再生可能エネルギーの量に応じて、電気料金を通じて国民が広く負担している(再エネ賦課金)。
デマンドレスポンス	卸市場価格の高騰時または系統信頼性の低下時において、電気料金価格の設定またはインセンティブの支払に応じて、需要家側が電力の使用を抑制するよう電力消費パターンを変化させること(Assessment of Demand Response & Advanced Metering, FERC(2011)より)。
未利用エネルギー	発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない))をいう。①工場等の廃熱または排圧 ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法 第2条第4項において定める再生可能エネルギー源に該当するものは除く) ③高炉ガス又は副生ガス(環境配慮契約法基本方針解説資料(H30.2:環境省)より引用)

4. 認定の基準と証明方法

申込者は、各基準項目への適合の証明について、付属証明書および関係資料を提出すること。なお、本認定基準における認定要件は、4-1.(1)～(6)、4-2.(7)の全ての基準項目に適合することが求められる。

4-1 環境に関する基準と証明方法

(1)当該電力プランにおける二酸化炭素排出係数(調整後)が 0.500kg-CO₂/kWh 以下であること。

【証明方法】

本項目の適合状況(認定後の基準値順守に関する宣誓を含む)を付属証明書に記載すること。また、二酸化炭素排出係数(調整後)の根拠資料として「温対法」に基づいて経済産業省および環境省に提出し公表された、最新のメニュー別の「温対法における特定排出者の他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定等」に用いられる排出

係数について」に基づく報告書の写しを提出すること。ただし、申込者が 4-1.(1)または(2)の値が異なる電力プランを当該電力プランとは別に提供していない場合には、事業者別二酸化炭素排出係数(以下、「事業者別係数」という)の報告書の写しを提出することでもよい。なお、申込者が 4-1.(1)または(2)の値が異なる電力プランを当該電力プランとは別に提供し、事業者別係数を経済産業省等に提出している場合には、事業者別係数による報告書の写しとプラン毎の内訳が分かる資料を提出すること。
認定後は当該電力プランの二酸化炭素排出係数を毎年報告すること。

(2)当該電力プランにおける再生可能エネルギー等の利用率(以下の算定式による)が20%以上であること。

$$\text{再生可能エネルギー等の利用率(\%)} = \frac{\text{申込プランにおける再生可能エネルギー等の利用量(kWh): ①+②+③+④}}{\text{申込プランの供給電力量(kWh)}} \times 100$$

- ①再生可能エネルギー電気(自社施設・関係会社の発電分および他社からの購入分)の利用量(kWh)(ただし、FITによる買取電力量は含まない)
- ②グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh)
- ③非化石価値取引市場から購入した「再生可能エネルギー指定」の非化石証書の電力相当量(kWh)
- ④J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)

【証明方法】

本項目の適合状況(認定後の基準値順守に関する宣誓を含む)を記載した付属証明書および「記入表 2」を提出すること。また、根拠資料として 4-1.(1)の報告書の写しを提出すること。ただし、申込者が 4-1.(1)または(2)の値が異なる電力プランを該当電力プラン以外に提供し、事業者別係数を経済産業省等に提出している場合には、事業者別係数による報告書の写しとプラン毎の①～④内訳が分かる資料を提出すること。

なお、算定は 4-1.(1)の報告期間と同期間で行うものとし、4-1.(1)の算定に用いた報告書の数値に限る。また、認定後は当該電力プランの利用率を毎年報告すること。

(3)申込者は、当該電力プランについて、下記①および②に関する情報提供を消費者に対して行っていること。

①電力プラン選択時に提供すべき情報

下記の a)および b)を申込者のウェブサイトまたはリーフレットなどで情報提供すること。なお、ウェブサイトで情報提供する場合には、該当する電力プランの説明ページ内、もしくは当該情報提供ページを消費者が容易に閲覧できるように配慮がなされること。

- a)当該電力プランの前年度の二酸化炭素排出係数(調整後)の実績値
- b)当該電力プランの前年度の電源構成(実績値)

ただし、b)の記載に当たっては、「電力の小売営業に関する指針」を順守したうえで、該当する c)～h)についても正確な情報を提供すること

- c) 非化石価値証書(再生可能エネルギー指定)の購入分を再生可能エネルギー等の利用率に含める場合には「電力の小売営業に関する指針」に記載のある訴求方法で電源構成の付近に記載すること
- d) グリーンエネルギーCO₂ 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂ 削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量を含む場合には、同制度に基づくグリーン電力証書を活用していることを説明すること
- e) J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来のクレジットを含む場合には、同制度で認証されたクレジットを活用していることを説明すること
- f) FIT 電気を含む場合には、FIT 電気について誤解を招かない説明をすること
- g) 日本卸電力取引所から調達した電気を含む場合には、その特性を明示すること
- h) 他社から調達した電気を含む場合には、電源構成の仕分けの考え方について明示すること(常時バックアップ、発電所の特定できない電気など)

②当該電力プランの契約者に提供すべき情報

検針票、電子メール、スマートフォンアプリ、またはウェブサイトなどで、以下の i)～l)を契約者に情報提供していること。ただし、i) または j) いずれかの情報提供を必須とし、k) および l) の情報提供は任意(推奨)とする。なお、ウェブサイト上で契約者情報の更新を行う場合は、情報更新したことを契約者に電子メールなどで通知すること。

- i) 契約者の当月の電力の使用量と前年同月の使用量に関する情報
- j) 契約者の過去 1 年間の月別の電力の使用量および使用料金に関する情報
- k) 契約者と電気の使用状況がよく似た家庭(契約形態、住居形態、エリアなど)との電力使用量の比較および省エネアドバイス
- l) 省エネや節電に繋がる電気機器などの選び方や使い方など

【証明方法】

本項目の適合状況を付属証明書に記載すること。また、掲載内容を確認できる資料を提出すること。ウェブサイトで情報提供する場合は、掲載ページの URL を示すこと。

- (4) 申込者(ただし、申込者が取次ぎ事業者の場合は、契約者に電気を供給する小売電気事業者)が立地している地域の大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など(以下、「環境法規等」という)を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況(違反の有無)を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善および再発防止策を講じ、以降は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】

本項目の適合状況を付属証明書に記載すること。また、該当する環境法規等を順守して

いることに関し、事業者を運営する事業代表者もしくは責任者が発行する証明書（環境法規の名称一覧の記載または添付）を提出すること。

ただし、過去 5 年間を受けた行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

a.違反事実に関する行政機関などから指導文書（改善命令、注意などを含む）、およびそれらに対する回答書（原因・是正結果などを含む）の写し（一連のやりとりがわかるもの）

b.環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)～5)の資料（記録文書の写し等）

1)事業者が該当する環境法規等の一覧

2)実施体制（組織図に役割等を記したもの）

3)記録文書の保管について定めたもの

4)再発防止策（今後の予防策）

5)再発防止策に基づく実施状況（順守状況として立入検査等のチェック等）

(5)申込者は、当該電力プランに使用される再生可能エネルギーを、環境影響を最小化する取り組みを実施している発電施設から優先的に調達するよう努めること。具体的には、発電事業者における環境配慮の実施状況を「別表 1」「再生可能エネルギー由来電源の環境配慮に関するチェックリスト」に基づいて確認していること。本項は、全てのチェック項目について取り組みが実施されていなくても基準に適合と判断されるが、チェック項目 No.8、No.9 および No.13 については取り組みが実施されていることを必須とする。

なお、本項は自社・関係会社での発電分および他社からの購入分（ここでは「相対取引」を指す）のうち、再生可能エネルギー（4-1.(2)の①）の調達を行う全ての発電施設が対象であるが、確認にあたっては、少なくとも調達量(kWh)が上位 5 施設、および 2MW 以上の太陽光発電施設を網羅しなければならない。

【証明方法】

本項目の適合状況を付属証明書に記載すること。また、各項目の確認状況をチェックリストに記載し提出すること。

(6)申込者は、以下①～⑦の項目のいずれか、または複数の項目に取り組んでいること。

①デマンドレスポンスシステムや省エネに寄与する電力プランを提供している（電力需要の平準化・ピークシフト、省エネルギー）

②供給する電力に、未利用エネルギーを活用している（エネルギーの有効活用）

③発電所の見学会の開催または環境教育などを実施している（消費者とのコミュニケーション）

④環境保全活動、または環境保全を目的とした寄付などを行っている（環境保全活動）

⑤環境マネジメントシステム認証（ISO14001 など）の取得、もしくはそれに準じた社内規格があり、適切に運用されている（環境マネジメントシステム）

⑥環境報告書または CSR 報告書などを作成し公表している

⑦その他、申込者による環境への取り組み（審査委員会で審査し、認められたものに限る）

【証明方法】

本項目の適合状況を付属証明書に記載し、説明資料を提出すること。

4-2.品質に関する基準と証明方法

(7)「電力の小売営業に関する指針」を順守し、「問題となる行為」に該当しないこと。

【証明方法】

本項目の適合状況を付属証明書に記載すること。

5.商品区分、表示など

(1)商品区分は電力プランごととする。

(2)原則として、製品本体などに下記のロゴマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。



(表示方法に関する注記)

- * ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記すること。
- * 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、「エコマーク商品」などを表記してもよい。
「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「www.ecomark.jp」、「Eco Mark Certificate」
- * 環境省「環境表示ガイドライン(https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/eco_label/guideline/)」などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。
- * その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。
(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)

[発行] 公益財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局

<https://www.ecomark.jp/nintei/507.html>

✉ sinsei@ecomark.jp

[制改定履歴]

2018年12月 1日	制定 (Version1.0)
2019年 4月 1日	改定(マーク表示)
2024年 3月15日	有効期限延長
2030年11月30日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。

別表 1 再生可能エネルギー由来電源の環境配慮に関するチェックリスト

◆チェックリスト

- ・当該電気プランに使用される再生可能エネルギー(4-1.(2)の①)を、環境影響を最小化するような取り組みを実施している発電施設から優先的に調達するよう努めること。具体的には発電事業者における環境配慮の実施状況を以下の項目に基づいて確認すること。本チェックリストは全てのチェック項目について取り組みが実施されていなくても基準に適合と判断されるが、**チェック項目 No.8、No.9 および No.13 については取り組みが実施されていることを必須とする。**

ただし、自社・関係会社での発電分および他社からの購入分のうち、再生可能エネルギー等の調達を行う全ての施設が対象であるが、少なくとも調達量(kWh)上位 5 施設、および 2MW 以上の太陽光発電施設について確認していること。また、確認を行った施設について、施設一覧に記載すること。

※各項目の確認にあたっては、資源エネルギー庁公表の「事業計画策定ガイドライン」および「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」などを参考に実施状況を確認することが望ましい。

(下記の電源の種類の内、該当する□全てにチェックし、各電源で該当する項目、および「共通」項目の確認状況について、該当する□にチェックしてください。)

電源の種類	申込プランで供給される電力に含まれる再生可能エネルギー電源について、本項に該当するものを全てを右欄にチェックし、該当項目の適合状況を下表に記載。	☐ 水力(中水力を含む):→項目 1 に記入 ☐ 風力:項目 2 に記入、 ☐ 洋上風力:項目 3 に記入 ☐ 太陽光:→項目 4～6 に記入 ☐ バイオマス:→下欄 ☐ 地熱:→項目 14、15 に記入
バイオマス発電が含まれる場合	調達される燃料の種類について、右欄の該当するものを全てにチェックし、該当項目の適合状況を下表に記載。	☐ 国内森林に係る木質バイオマス→項目 7、8 に記入 ☐ 輸入木質バイオマス→項目 9、10 に記入 ☐ 農作物の収穫を伴って生じるバイオマス→項目 11～13 に記入

No.	項目	内容	確認・実施状況	確認の方法
1	水力	水利使用に係る手続きを適切に実施している。 【参考：事業計画策定ガイドライン(水力発電)】	☐ 確認した ⇒ ☐ 実施されている ⇒ ☐ 実施されていない ☐ 確認していない	☐ 水利使用に係る手続きに関連する書類で確認している。 ☐ 河川法などの法令に基づき手続きを実施していることを確認している。 ☐ 発電事業者へのヒアリングで確認している。 ☐ その他(具体的に記載) []

No.	項目	内容	確認・実施状況	確認の方法
2	風力	発電設備の稼働音等が地域住民や周辺環境に影響を与えないよう、適切な措置を講じている。 【参考:事業計画策定ガイドライン(風力発電)】	☐ 確認した ⇒ ☐ 実施されている ⇒ ☐ 実施されていない ☐ 確認していない	☐ 事業計画書などの書類で確認している。 ☐ 当該発電事業に関して、訴訟等の問題が起きていないことを確認している。 ☐ 発電事業者へのヒアリングで確認している。 ☐ その他(具体的に記載 []
3	洋上風力	港湾法に基づく公募対象施設等の基準に適合した設計を行い、構造設計について港湾法管理者に申請し、水域占用の許可を得ている。 【参考:事業計画策定ガイドライン(風力発電)】	☐ 確認した ⇒ ☐ 実施されている ⇒ ☐ 実施されていない ☐ 確認していない	☐ 事業計画書などの書類で確認している。 ☐ 港湾法などの法令に基づき手続きを実施していることを確認している。 ☐ 発電事業者へのヒアリングで確認している。 ☐ その他(具体的に記載) []
4	太陽光	発電事業者が発電設備の稼働音等や発電設備からの電磁波や電線を通じた電磁波が、地域住民や周辺環境に影響を与えないよう、適切な措置を講じている。 【参考:事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)】	☐ 確認した ⇒ ☐ 実施されている ⇒ ☐ 実施されていない ☐ 確認していない	☐ 事業計画書などの書類で確認している。 ☐ 当該発電事業に関して、訴訟等の問題が起きていないことを確認している。 ☐ 発電事業者へのヒアリングで確認している。 ☐ その他(具体的に記載 []
5		発電事業者が太陽電池モジュールからの反射光が周辺環境を害することのないよう、適切な措置を講じている。 【参考:事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)】	☐ 確認した ⇒ ☐ 実施されている ⇒ ☐ 実施されていない ☐ 確認していない	☐ 事業計画書などの書類で確認している。 ☐ 当該発電事業に関して、訴訟等の問題が起きていないことを確認している。 ☐ 発電事業者へのヒアリングで確認している。 ☐ その他(具体的に記載) []
6		事業終了後の発電設備について、環境省「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」に則り、適切な撤去および処分を時期・方法を見込んだ事業計画を策定している。 【参考:事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)】	☐ 確認した ⇒ ☐ 実施されている ⇒ ☐ 実施されていない ☐ 確認していない	☐ 事業計画書などの書類で確認している。 ☐ 発電事業者へのヒアリングで確認している。 ☐ その他(具体的に記載) []
7	バイオマス燃料 (国内木質バイオマス)	発電事業者が行う燃料調達及び使用計画に当たっては、調達予定先となる全ての都道府県林政部局(国有林の場合は森林管理局等)に対して事前の説明が行われている。 【参考:事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)】	☐ 確認した ⇒ ☐ 実施されている ⇒ ☐ 実施されていない ☐ 確認していない	☐ 事業計画書などの書類で確認している。 ☐ 都道府県林政部局への説明用資料で確認している。 ☐ 発電事業者へのヒアリングで確認している。 ☐ その他(具体的な方法記載) []

No.	項目	内容	確認・実施状況	確認の方法
8		【実施されていることが必須】 発電事業者が「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に則り、調達するバイオマス燃料が「間伐材等由来の木質バイオマス・一般木質バイオマス・建設資材廃棄物」のいずれかに適切な識別がされ、証明が行われている。 【参考：発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン】	☐ 確認した ⇒ ☐ 実施されている ⇒ ☐ 実施されていない ☐ 確認していない	☐ 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」で示されている証明書で実施を確認している。 ☐ 調達するバイオマス燃料が適切に選別されていることを示す証明書で実施を確認している。 ☐ その他(具体的な方法を記載) []
9	バイオマス燃料 (輸入木質バイオマス)	【実施されていることが必須】 発電事業者が行う燃料調達について、当該計画が既存用途へ与える影響を最小限にするように努め、加工・流通を行う取扱者において、持続可能性(合法性)が証明された木材・木材製品を用いている。 【参考：事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)】	☐ 確認した ⇒ ☐ 実施されている ⇒ ☐ 実施されていない ☐ 確認していない	☐ 持続可能性(合法性)が証明された木材・木材製品を用いることを証明する書類の交付を受けた書類で実施を確認している。 ☐ その他(具体的な方法を記載) []
10		発電事業者が、国内の燃料調達事業者だけに留まらず、現地燃料調達事業者等との(直接又は商社等を通じた間接の)燃料安定調達協定等を確保している。 【参考：事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)】	☐ 確認した ⇒ ☐ 実施されている ⇒ ☐ 実施されていない ☐ 確認していない	☐ 事業計画書などの書類で確認している。 ☐ 現地燃料調達事業者等との安定調達協定等に関する資料を確認している。 ☐ 発電事業者へのヒアリングで確認している。 ☐ その他(具体的な方法を記載) []
11	バイオマス燃料 (農作物の収穫を伴って生じるバイオマス)	農産物の収穫に伴って生じるバイオマス(パーム油、PKS、パームトランク)について、発電事業者の行う当該計画が既存用途へ与える影響を最小限にするように努めている。 【参考：事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)】	☐ 確認した ⇒ ☐ 実施されている ⇒ ☐ 実施されていない ☐ 確認していない	☐ 事業計画書などの書類で確認している。 ☐ 発電事業者へのヒアリングで確認している。 ☐ その他(具体的な方法を記載) []
12		農産物の収穫に伴って生じるバイオマス(パーム油、PKS、パームトランク)について、発電事業者が国内の燃料調達事業者だけではなく、現地燃料調達事業者等との(直接又は商社等を通じた間接の)燃料安定調達協定等を確保し、かつ、流通経路(トレーサビリティがあること)を確認している。 【参考：事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)】	☐ 確認した ⇒ ☐ 実施されている ⇒ ☐ 実施されていない ☐ 確認していない	☐ 事業計画書などの書類で確認している。 ☐ 発電事業者へのヒアリングで確認している。 ☐ その他(具体的な方法を記載) []
13		【実施されていることが必須】 バイオマス液体燃料のうちパーム油については、現地燃料調達事業者等が例えば RSPO などにより、環境・社会への影響や労働の評価、かつ非認証油と混合することなく分別管理されているかなど、持続可能性(合法性)が認証された書類の交付を受けていることを発電事業者が確認している。 【参考：事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)】	☐ 確認した ⇒ ☐ 実施されている ⇒ ☐ 実施されていない ☐ 確認していない ☐ パーム油の使用なし	☐ 持続可能性(合法性)について第三者が認証されていることを書類で実施を確認している。 (認証番号：) ☐ その他(具体的な方法を記載) []

No.	項目	内容	確認・実施状況	確認の方法
14	地熱	発電事業者が「源泉モニタリングの要件」に記載する要件に照らして適切な源泉モニタリングに係る実施計画を策定し、計画どおり実施している。 【参考：事業計画策定ガイドライン(地熱発電)】	☐ 確認した ⇒ ☐ 実施されている ⇒ ☐ 実施されていない ☐ 確認していない ☐ 非該当	☐ 事業計画書などの書類で確認している。 ☐ 源泉モニタリングの実施に関する資料で確認している。 ☐ 発電事業者へのヒアリングで確認している。 ☐ その他(具体的な方法を記載) []
15		地熱発電事業者が当該地熱発電事業者の地熱発電設備に蒸気・熱水を供給する坑井を所有していない場合は、当該坑井の所有者に源泉モニタリングに係る実施計画の策定・実施を求めている。 【参考：事業計画策定ガイドライン(地熱発電)】	☐ 確認した ⇒ ☐ 実施されている ⇒ ☐ 実施されていない ☐ 確認していない ☐ 非該当	☐ 事業計画書などの書類で確認している。 ☐ 当該坑井の所有者の源泉モニタリングの実施に関する資料で確認している。 ☐ 発電事業者へのヒアリングで確認している。 ☐ その他(具体的な方法を記載) []
16	地域との関係構築 (共通)	発電事業者が地域住民とのコミュニケーションを図るに当たり、配慮すべき地域住民の範囲や、説明会の開催や戸別訪問など具体的なコミュニケーションの方法について、自治体と相談している。 【参考：事業計画策定ガイドライン】	☐ 確認した ⇒ ☐ 実施されている ⇒ ☐ 実施されていない ☐ 確認していない	☐ 事業計画などの書類で確認している。 ☐ 地域住民への説明資料等で確認している。 ☐ 発電事業者へのヒアリングで確認している。 ☐ その他(具体的な方法を記載) []
17		環境アセスメント手続の必要がない規模の発電設備の設置計画について、発電事業者が自治体と相談の上、環境・景観への影響等について、地域住民への説明会を開催するなど、事業について理解を得られるように努めていること。 【参考：事業計画策定ガイドライン】	☐ 確認した ⇒ ☐ 実施されている ⇒ ☐ 実施されていない ☐ 確認していない	☐ 事業計画などの書類で確認している。 ☐ 地域住民への説明会資料などで確認している。 ☐ 発電事業者へのヒアリングで確認している。 ☐ その他(具体的な方法を記載) []